

■カンボジアにおいて現地セミナーを実施しました

平成29年8月8日（火）から同月16日（水）まで、当部の福岡文恵教官、梅本友美教官及び法務省法務総合研究所総務企画部の渡邊真知子部付がカンボジアに出張し（渡邊部付は同月9日（水）から同月15日（火）までの間。）、カンボジアの法曹実務家等を対象とする現地セミナーを実施したほか、クメール・ルージュ法廷、プノンペン始審裁判所、弁護士主催の自主セミナー等を訪問・見学しました。



【現地セミナーでの参加者の様子】

現地セミナーでは、民事実務上の諸問題として、カンボジア民法における契約の成立、取消し、解除をテーマに採り上げました。2日間にわたるセミナーには、約200人の裁判官、弁護士、書記官、大学教授等が参加し、活発に質疑応答が行われました。

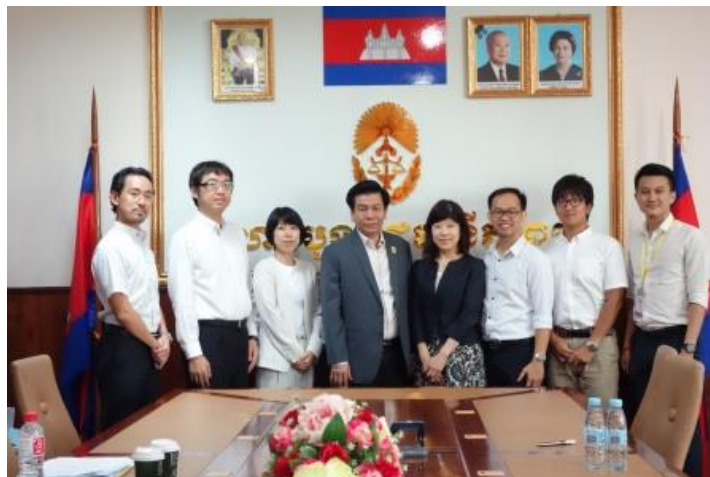
写真は、現地セミナー中の参加者を撮影した1コマです。会場となったプノンペン市内のホテルのホールが参加者で埋めつくされ、その多くが真剣な面持ちで聴講している様子が御覧いただけます。



【クメール・ルージュ法廷内】

クメール・ルージュ法廷では、1970年代後半に、自国民大虐殺を行ったクメール・

ルージュ政権（いわゆるポル・ポト政権）幹部に対する特別法廷のこれまでの審理状況や日本の支援の内容等について説明していただきました。



【プノンペン始審裁判所・スンライ所長執務室】

プノンペン始審裁判所（第一審裁判書）のタン・スンライ所長を表敬し、現在プノンペン始審裁判所が抱えている課題等についてお話しいただきました。

スンライ所長からは、カンボジア市民の裁判制度へのアクセス向上のためのサービスの充実が喫緊の課題であることなど、裁判所が現在直面しているいくつかの問題点について、具体的にお話しいただき、今後、プロジェクトを進めていく上での有益な情報を得ることができました。



【自主セミナーの様子】

カンボジアの弁護士夫妻（イブ・ポリー弁護士及びテップ・ボパール弁護士）が運営する自主セミナー（民法）を見学しました。同夫妻は、2009年頃から日本の法整備支援プロジェクトに関わり、そこで得た知識を普及するため、2015年から弁護士や大学の法学部生向けにボランティアで自主セミナーを始めました。

同セミナーでは、参加者から民法の条文の解釈等について様々な質問がなされ、各参加者の学習意欲の高さがうかがえました。